

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

海南市暮らし部高齢介護課長

( 公 印 省 略 )

指定介護予防支援事業者の指定について（通知）

平素は、本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日より、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者として指定を受けることができるようになりました。

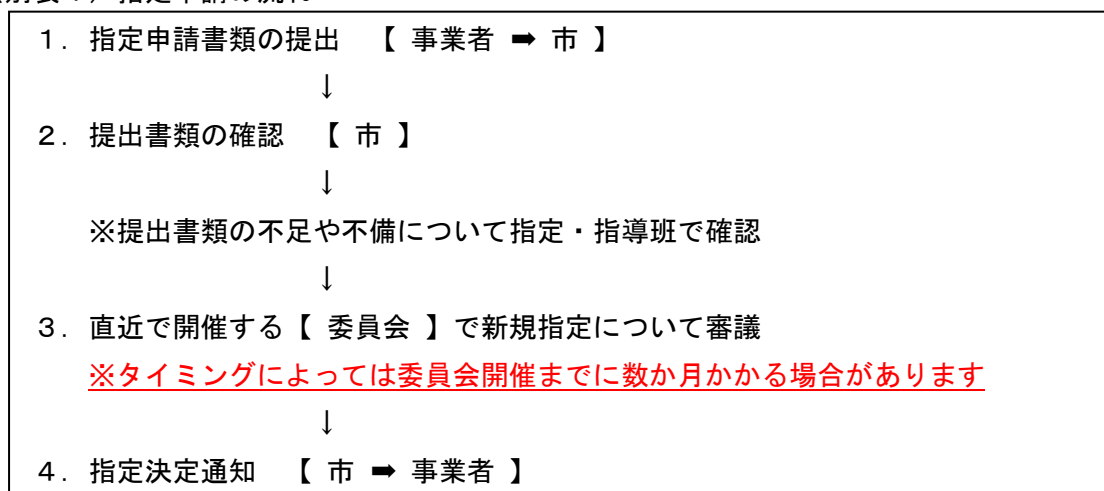
また、介護保険法第115条の22第4項の規定により、「指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、本市においては『海南市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営委員会』（以下「委員会」という。）に諮ったうえで新規指定を行うこととしております。（別表 1 参照）

本市における指定申請の期限については、指定を受ける月の前々月の 5 日必着（その日が閉庁日の場合は随時繰り上げ）といたしておりますが、委員会の開催は年数回の不定期開催となっているため、申請のタイミングによっては指定を受ける（事業を開始できる）まで数か月を要する場合がありますので、事業の開始にあたってはその点に十分ご留意願います。また、新規指定にあたり委員会での意見が付された場合は、その意見について事業所運営への反映を求める場合がありますのでご承知おきください。

新規指定申請にかかる様式等につきましてはホームページには掲載しておりませんので、指定を希望される事業者におかれましては、事前にご連絡のうえ指定申請のお手続きをお願いいたします。

何かご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（別表 1）指定申請の流れ



※上記については本市ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

ホーム>各部署のご案内>くらし部>高齢介護課>介護事業所へのお知らせ>居宅介護支援事業所向け>指定介護予防支援事業者の指定について (R6.4.1~)

## <参考>

(以下は、R6.2.21付け海く高第969号「介護予防支援事業者の指定対象拡大について(通知)」からの再掲です)

### 【留意事項】

1. 介護予防支援の指定を受けた場合でも、今回、新たに指定事業所として行うことができるのは「介護予防支援」のみで、**介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は実施できません。**  
(従来どおり、地域包括支援センターからの委託を受ければ実施可能です)
2. 指定介護予防支援事業所として担当する要支援者については、**指定を受けた市町村の被保険者のみ**となります。(居宅介護支援の取り扱いとは異なります)
3. 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が置くべき**管理者は主任介護支援専門員でなければなりません。**(居宅介護支援事業所の管理者として主任介護支援専門員でない者を配置し、令和9年度までの経過措置規定の適用を受けている指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者としての指定を受けることはできません)
4. 指定を受ける場合、指定日までに海南市地域包括支援センターにご連絡いただき、利用者との現行契約の取扱いや今後の契約方法について協議してください。

※今後、厚生労働省からの通知等により、上記取り扱いが変更となる場合がありますのでご了承ください

### <お問い合わせ>

- ・指定に関すること  
高齢介護課 指定・指導班 ☎ 073-483-8764
  - ・委託/契約に関すること  
海南市地域包括支援センター ☎ 073-483-8762
- E-mail [korei@city.kainan.lg.jp](mailto:korei@city.kainan.lg.jp)